

# 北海道師範塾 「教師の道」 塾頭通信

第676号 平成26年1月23日

## 内部告発者の保護

アルツハイマー病の治療法確立を目指す国家プロジェクト「J-ADNI」を巡って、厚生労働省の担当者が臨床研究データの改ざんを指摘する実名入りの内部告発メールを、本人に無断で告発対象の研究チームの責任者である岩淵教授に転送していた、との報道（1月18日付朝日新聞）には非常に驚いています。

新聞報道によると、認知症・虐待防止対策推進室の担当専門官に「改ざんが数十例ある」というメールが届いたのは昨年11月18日の事で、そのメールには「J-ADNI」事務局側がデータの書き換えを指示した文書と、その通りに書き換えられた検査記録が添付されていたそうです。この専門官は翌日、「研究チーム内で対処すること」と判断し、代表研究者の岩坪威東大教授にそのままの文面と添付資料をメールで送ったというのです。

内部告発に対して、厚生労働省として事実関係を把握しようともせず、告発されている当の教授に告発者の個人名まで特定される形で情報提供するというのは一体どういう事なのか、理解に苦しみます。

少なくとも担当職員の対応を見ると、内部告発者の人権に対する配慮というものは全く感じられませんし、何よりも、厚生労働省は手を汚さず、岩淵教授に丸投げする事で事実の隠ぺいを図ろうとしたのではないかと疑念を抱かせます。

内部告発というのは、組織内の不正行為を摘発し、是正する上で、非常に重要な意味を持っています。しかし依然として、内部告発者に対しては「組織に対する裏切り」と考える人も少なくありません。この為、組織の不正や悪事を告発した者が、その事で組織から様々な嫌がらせを受けたり、場合によっては解雇されたりするという問題も起こっています。

こうした中、平成16年に「公益通報者保護法」が制定されていますが、これは、内部告発者を組織的な報復行為から保護する事が公益を守る上でも非常に重要であると認識されたからに他なりません。

今回の内部告発は、「アルツハイマー病の治療法を確立する上で必要となる臨床研究データの改ざん」を指摘する内容という事ですから、それが事実であれば今後のアルツハイマー治療薬の開発にも影響する重大な問題だと思います。

今回の内部告発に対して、厚生労働省は、説明責任を果たす為にも、自ら責任を

以て事の真偽を解明する必要がある筈です。しかし、そうした努力をしようとしな  
いばかりか、告発者が特定される形で当事者である教授に情報を提供し、結果、事  
態は告発者の人間性といった問題に歪曲され、事態がうやむやになってしまうとす  
れば、厚生労働の姿勢は公益に反するといわざるを得ません。

内閣府が作成した「公益通報者保護法」に関する民間事業者向けガイドライン（平  
成17年7月19日付）等を引き合いに出すまでもなく、内部告発（通報）の事実  
の調査に当たっては「通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう調査の  
方法に十分に配慮する」事が必要である事は至極当然の事です。にもかかわらず、  
内部告発者の氏名が特定できる形で、しかも、通報の一方の当事者にそのまま情報  
提供するというのは、非常識としかいいようがありません。

内部告発は何故行われるかといえは、社会的正義感により止むに止まれず告発し  
たというケースが多かろうと思います。勿論、中には組織や上司への不満を背景に、  
誰かを悪意で貶める為に内部告発するというケースもない訳ではありません。しか  
し、如何なる場合であっても、事実関係はしっかりと究明すべきです。そうする事  
が、悪意の告発者に対する強力な対抗措置ともなるのです。

悪意を持って、事実でない事を告発する行為が「公益通報者保護法」の保護の対  
象とならない事は当然ですが、内部告発を全て組織防衛の観点から忌避する事は避  
けなければなりません。むしろ、内部告発は、組織の風通しを良くし、透明性を高  
める上でも重要なものだと受け止め、真摯に対応する事が大切です。その際特に重  
要な事は、内部告発者の人権を守るという事であり、そうしなければ本当に重要な  
情報は届かなくなります。組織の一時的な混乱を恐れるより、必要な情報が届かな  
くなる事の方をもっと恐れるべきでしょう。（塾頭：吉田 洋一）